

兵庫県公報

平成23年9月16日 金曜日 第2321号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 町営土地改良事業の施行同意（同）	3
○ 町営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 道路の位置指定（建築指導課）	10
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	12
警察本部公告	
○ 入札公告	13
○ 落札者等の公示	15
○ 同 上	15
○ 同 上	16
正 誤	
○ 平成23年8月26日付け兵庫県公報第2315号中	16

告 示

兵庫県告示第985号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 高坂土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事	平 野 憲 男	篠山市高坂405番地
同	野 垣 忠 久	同 市高坂242番地
同	野 垣 勲	同 市高坂175番地
同	平 野 榮 治	同 市高坂420番地 2
同	野 垣 隆	同 市高坂173番地
監 事	細 見 義 彦	同 市高坂84番地 1
同	細 見 鈴 男	同 市高坂177番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	平 野 憲 男	篠山市高坂405番地
同	野 垣 忠 久	同 市高坂242番地
同	野 垣 勲	同 市高坂175番地
同	平 野 榮 治	同 市高坂420番地 2
同	野 垣 隆	同 市高坂173番地
監 事	細 見 義 彦	同 市高坂84番地 1
同	細 見 鈴 男	同 市高坂177番地

2 高柳土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	池 田 節 夫	養父市三宅64番地
同	橋 本 敏 朗	同 市八鹿町八木2786番地
同	川 見 信 之	同 市八鹿町八木2017番地
同	太 田 豊	同 市八鹿町八木1226番地
同	川 見 玲太郎	同 市八鹿町八木1212番地 2
同	内 田 卓 己	同 市八鹿町八木770番地
同	内 田 守 一	同 市八鹿町八木630番地
同	藤 原 詮	同 市八鹿町高柳1280番地
同	大 垣 保 夫	同 市八鹿町高柳1239番地
同	福 田 利 良	同 市八鹿町高柳1098番地 1
同	水 田 孝 司	同 市八鹿町高柳885番地
同	水 田 勇	同 市八鹿町高柳806番地
同	福 田 定 雄	同 市八鹿町高柳224番地
同	勝 地 貞 一	同 市八鹿町高柳623番地
同	福 田 美 儀	同 市八鹿町高柳2306番地
監 事	中 島 庸之助	同 市八鹿町八木2005番地
同	水 田 美 夫	同 市八鹿町高柳794番地
同	福 井 悦 雄	同 市八鹿町高柳687番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	池 田 節 夫	養父市三宅64番地
同	橋 本 敏 朗	同 市八鹿町八木2786番地
同	川 見 信 之	同 市八鹿町八木2017番地
同	太 田 豊	同 市八鹿町八木1226番地
同	川 見 玲太郎	同 市八鹿町八木1212番地 2
同	内 田 卓 己	同 市八鹿町八木770番地
同	内 田 守 一	同 市八鹿町八木630番地
同	藤 原 詮	同 市八鹿町高柳1280番地
同	大 垣 保 夫	同 市八鹿町高柳1239番地
同	水 田 孝 司	同 市八鹿町高柳885番地
同	水 田 勇	同 市八鹿町高柳806番地
同	福 田 和 美	同 市八鹿町高柳1053番地 1

同	勝 地 貞 一	同	市八鹿町高柳623番地
同	福 田 美 儀	同	市八鹿町高柳2306番地
同	長 島 友 之	同	市八鹿町高柳254番地 2
監 事	中 島 庸之助	同	市八鹿町八木2005番地
同	水 田 美 夫	同	市八鹿町高柳794番地
同	福 井 悦 雄	同	市八鹿町高柳687番地



兵庫県告示第986号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成23年8月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	広石下地区	平成23年9月16日から 同 年10月7日まで	洲本市役所



兵庫県告示第987号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事 業 名	地 区 名	同意年月日
福崎町	県単独緊急ため池整備事業	倉谷下池地区	平成23年9月2日



兵庫県告示第988号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
佐用町	基盤整備促進事業	桑野地区	平成23年9月16日から 同 年10月7日まで	佐 用 郡 佐 用 町 役 場



兵庫県告示第989号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三田市永沢寺字永沢寺211の1・211の2・212の1（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、213、214
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第990号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町椒字黒尊谷240の1、240の3、241
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第991号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区下岡字金場1242、1242の4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第992号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町香住区下岡字金場1242の2
 - 2 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第993号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町香住区下岡字曲谷1254の1、1254の2、1254の5
 - 2 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第994号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区下岡字大地蔵1255の1、1256、1256の1、1257の1、1258、1259の1、1260の1、字畑個1294、字臼ン谷1295、1295の1、字足根1309の1、1310、1311、字稲丸1316、字加鳥1320の1から1320の3まで、字和山谷1322の1から1322の5まで、字白ケン京1323
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第995号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区下岡字曲谷1254の4
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第996号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区萩山字奥山757の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第997号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区寺河内字ゴウロ704の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第998号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区味取字上野938の1、939、948、949
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上野939（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第999号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町藤尾字ニゴリブチ39、39の2から39の16まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1000号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町藤尾字本鹿間56、58、58の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1001号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町藤尾字フカアゴ61の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1002号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町藤尾字後口谷59

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1003号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市奥野字奥山167の10（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1004号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市奥野字奥山167の10（次の図に示す部分に限る。）、167の25
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1005号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳附図データ作成）
- 2 作業期間
平成23年 8月25日から平成24年 1月28日まで
- 3 作業地域
姫路北バイパス（相野ランプ～下伊勢ランプ間）及び相生有年道路（相生市入野地先）



兵庫県告示第1006号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23淡路位置 0001号	23.9.5	淡路市生穂字下原田1857番3の一部、1857番7の一部、1862番の一部	5.00	52.00

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。
また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパー玉出尼崎店
 所在地 尼崎市昭和通七丁目243番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 ケイ・アイ・クリエイト有限会社
 代表者の氏名 前 田 満
 住所 大阪市西成区玉出中二丁目 5 番14号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前
4,982平方メートル
 - イ 変更後
3,695平方メートル
- (2) 駐車場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社スーパー玉出神戸	午前9時	翌午前0時
株式会社イトウゴフク	午前10時	午後8時
外未定	午前9時	翌午前0時

イ 変更後

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社スーパー玉出神戸	24時間営業	
株式会社イトウゴフク	午前10時	午後8時
外未定	午前9時	翌午前0時

- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前
午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - イ 変更後
24時間
- (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
出入口1箇所
 - イ 変更後
出入口3箇所

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
平成23年 8月11日
- (2) 駐車場の位置
平成24年 4月11日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 平成23年 8月11日
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成23年 8月11日
- (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
平成24年 4月11日
- 5 届出年月日
平成23年 8月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成23年 9月16日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成24年 1月17日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年 9月16日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表加古川市の項中

「

医療法人社団 仙齢会 はりま病院	同 市尾上町長田525
医療法人社団 せいわ会 たずみ病院	同 市別府町新野辺1429-10

」

を

「

医療法人社団 せいわ会 たずみ病院	同 市別府町新野辺1429-10
-------------------	------------------

」

に改め、同表稲美町の項の次に、

「

播磨町	医療法人社団 仙齢会 はりま病院	播磨町北野添 2丁目 1-15
-----	------------------	-----------------

」

を加える。

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年9月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉田 潤

1 調達内容

(1) 件名及び数量

I C運転免許証用両面コピー機 29台（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

平成24年3月1日（木）から平成29年2月28日（火）

(4) 納入場所

兵庫県警察本部長が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬

電話 (078) 341-7441 内線 2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年9月16日（金）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年10月28日（金）午前11時

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入

札については、平成23年10月27日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年10月27日（木）午後1時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した物品のカタログ等の書類を平成23年9月30日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年11月4日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

The machine IC driver's license copied on both sides, 29set

- (3) Team of a contract:
From March 1, 2012 through February 28, 2017
- (4) Delivery place:
The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. nominate
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 September 30, 2011
- (6) Deadline for tender:
17:00 October 27, 2011 by mail;
11:00 October 28, 2011 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr.Nagase, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078) 341-7441 Ext 2253



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成23年 9月16日

契約担当者
兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
地域安全総合対策システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
6,541,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 7月19日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成23年 9月16日

契約担当者
兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
運転適性検査器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
1,682,310円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 7月19日



落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 9月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
試験用車両 5台賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通 5丁目 4番 1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
日通商事株式会社大阪支店 大阪市梅田 3丁目 2番103号
- 5 落札金額
713,328円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 7月19日

正 誤

○平成23年 8月26日付け（兵庫県公報第2315号）
（都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
11	下から21	手 塚 重 夫	手 束 重 夫